

2022年4月1日から


成年年齢が18歳になりました



民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

これによって、2022年4月1日に18歳、19歳の人は、2022年4月1日に成人になります。2004年4月2日以降生まれの人は、18歳の誕生日から成人になります。

成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと

18歳になったらできること（例）	20歳にならないとできないこと（例）
<ul style="list-style-type: none">・親の同意がなくても契約ができる（携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、アパートの部屋を借りるなど）・10年有効のパスポートの取得・公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得・性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けること・結婚 <p>※女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳になります</p> <p>※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能</p>	<ul style="list-style-type: none">・飲酒・喫煙・競馬、競輪、競艇、オートレースなどの投票券の購入・大型、中型自動車運転免許の取得・養子を迎える 

※南あわじ市の成人式典の対象者は、これまでどおりその年度に20歳になる人です

成年になったら契約には十分な注意を

2022年4月1日からは、18歳になると親の同意がなくても自分で契約ができるようになります。（未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、その契約を取り消すことができます。）

社会経験の少ない若者が消費者トラブルに巻き込まれるケースは少なくありません。若者を狙った悪質商法による被害も心配されています。契約や買い物はしっかり考えてから行うことや、正しい知識を持つことが大切です。困ったときは一人で悩まず、家族や消費生活センターなどに相談しましょう。

消費者庁
LINE公式アカウント
「消費者庁 若者ナビ！」

若年者層向けの消費者トラブル情報などを配信しています。



LINEアカウント
二次元コード

— 消費者トラブルの相談窓口 —

◆南あわじ市消費生活センター ☎ 43-5099

日時：平日の午前9時～正午、午後1時～4時（年末年始を除く） 場所：南あわじ市役所本館2階

※本紙は3月22日時点での情報を掲載しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、紙面に掲載した内容が変更となる可能性がありますので、ご了承ください